

2026年3月6日版

株式会社USEN Smart Works

**第1条**（サービスについて）

USEN GATE 02 “LINE WORKS” サービス（以下「本サービス」といいます。）は、LINE WORKS 株式会社（以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

**第2条**（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

**第3条**（約款の読替え）

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款（以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。）を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

**第4条**（適用関係）

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」および「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

2 当社は、「LINE WORKS サービス利用規約」の第6条（決済等）および第8条（契約解約・解除）第2項、第3項は適用しません。

3 当社は、「LINE WORKS ラジャーサービス利用規約」の第7条（決済等）および第9条（契約解約・解除）第2項、第3項は適用しません。

4 当社は、「LINE WORKS AiNote サービス利用規約」の第6条（決済等）および第8条（契約解約・解除）第2項、第3項は適用しません。

**第5条**（利用契約申込みの方法）

利用契約の申込みをするときは、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出するものとします。

**第6条**（利用契約申込みの承諾）

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾することにより、「御申込書」に記載の申込日に遡って、当社と利用申込者との間で成立するものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たさないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
  - (5) 利用申込者が、当社のサービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された利用契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
  - (6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
  - (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

#### **第7条**（料金の支払い義務）

本サービスの料金は、支払い方法に応じた期間により発生するものとし、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含む）を支払っていただきます。

2 本サービスには、以下のとおりの支払い方法があります。

- (1) 年払い：本サービスの提供開始日から契約満了日までの1年分の利用料を一括で支払うものとし、
- (2) 月払い：サービスの提供開始日の翌日から契約満了日までの月額利用料を支払うものとし、
- (3) 月払い（月更新）：サービスの提供開始日が属する月の利用料は、月額利用料をサービスの提供開始日の翌日から当月の末日までの日割りで支払うものとし、以後は暦月の初日から末日までの利用料を支払うものとし、

3 本サービスの提供開始日は特定協定事業者からメールにて利用申込者へ通知いたします。

4 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

5 当社は、特定協定事業者との契約条件の変更または社会情勢の変化等により、本サービスの料金を改定することがあります。この場合、当社は、当社所定の方法により、契約者に対して変更後の料金と変更日を通知します。

#### **第8条**（申込みの取消し）

利用申込者は、本サービスの申込み後に利用契約の申込みを取消すことはできません。

#### **第9条**（最低利用期間）

サービスの最低利用期間は、支払い方法に応じて以下のとおりとします。

- (1) 年払い：提供開始日から起算して1年間
- (2) 月払い：提供開始日から起算して1年間
- (3) 月払い（月更新）：サービスの提供開始日が属する月の翌月末日まで

2 前項に定める最低利用期間内に、第13条（契約者が行う利用契約の解約）に基づき利用契約が解約された場合または第14条（当社が行う利用契約の解除）第1項または第19条（反社会的勢力の排除に対する表明保証）第2項に基づき当社が利用契約の解除を行った場合には、契約者は当社に対して、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する利用料金に相当する額を違約金として支払うものとし、年払いの場合、当社から最低利用期間の残余の期間に対応する額の返金を行いません。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

#### **第10条**（契約の更新）

年払いと月払いにおける本サービスの契約期間は1年間とし、月払い（月更新）は暦月の初日から末日までの1ヶ月間とします。契約者が第13条（契約者が行う利用契約の解約）

に基づいた通知をしないときは、年払いおよび月払いの場合は 1 年間、月払い（月更新）の場合は 1 ヶ月間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。ただし、利用料については第 7 条（料金の支払い義務）の合意に基づくものとします。

2 契約期間内に利用契約の解除があった場合、年払いの場合は当社から契約期間の残余の期間に対応する額の返金を行いません。月払いおよび月払い（月更新）の場合は当社が定める期日までに、契約期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を契約解除料として支払っていただきます。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

#### **第11条（ライセンス）**

契約者は、予定ユーザー数（以下、「ライセンス数」といいます。）を指定しなければなりません。指定したライセンス数は当該契約期間終了まで有効となり、これを減らすことはできないものとします。

2 指定したライセンス数より多いユーザーを登録する場合、ライセンス数の変更が必要となります。ユーザーの数が増えた場合、当該ユーザーの使用可能期間は契約者の契約期間終了日までとします。

3 前二項の規定にかかわらず、AiNoteにおいては、ライセンス数は1で固定とし、契約者がライセンス数を指定することはできません。

#### **第12条（プラン変更）**

契約者は、本サービスのプラン変更を申込みすることができます。

2 前項の申込みを行う場合、当社所定の書面により当社に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。

3 プラン変更の可否および条件は、支払い方法に応じて以下のとおりとします。

(1) 年払い/月払い：契約期間中のプラン変更が可能です。プラン変更によって契約更新日が変わることはありません。

(2) 月払い（月更新）：契約期間中のプラン変更はできません。

4 プランの制限は、以下のとおりとします。

・ 下位のプランへの変更はできません。下位のプランへの変更は、本サービスの利用契約解除を行い、新たに利用契約の申込みをするものとします。

・ LINE WORKS の Drive Plus オプションから Drive オプションへの変更は、更新のタイミングのみ当社指定の書面で申込みものとします。

5 当社は、プラン変更の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾し、順次変更を行います。契約更新日にプラン変更を希望する場合、契約者は、更新日の 1 ヶ月前までに当社へ通知するものとします。

6 基本利用料の支払いは、支払い方法に応じて以下のとおりとします。

(1) 年払い：契約期間の残余期間に対応する両プランの基本利用料の差額を、当社が定める支払期日までに一括して支払うものとします。

(2) 月払い：プラン変更日に応じて、変更前後のプランの基本利用料を日割計算し、それぞれ請求します。ただし、プラン変更日が暦月の初日である場合は、変更後のプランの基本利用料を請求します。

#### **第13条（契約者が行う利用契約の解約）**

契約者は、自ら利用契約の解約を行う場合、解約日を指定し、その 1 ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解約日に当社にて解約処理ができない場合、当社にて解約日を指定し利用契約を解約するものとします。

#### **第14条**（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をしたとき
- (5) 違法行為をしたとき
- (6) 本契約に違反したとき
- (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
- (8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき

3 前 2 項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

4 当社は、当社と契約者が合意の上決定した、利用予定日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始できない場合は利用契約を解除することができます。

#### **第15条**（権利の譲渡等の禁止）

利用権（契約者が加入契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。）の譲渡はできません。

#### **第16条**（オプションサービス）

当社は、別記 2. 料金表第 3 表に定める LINE WORKS オプションサービスの他に、LINE WORKS プラットフォーム利用規約の第 13 条（アプリディレクトリ）で定義されるアプリディレクトリで提供される提携サービスを提供します。

2 アプリディレクトリで公開される有償サービスの利用に伴う料金は「オプションプラス」という名称で請求します。

#### **第17条**（補償）

当社は、「LINE WORKS サービス利用規約」の第 9 条（サービス中断の補償）に基づき適用される補償は、同条第 2 項第 3 号の表に記載される日数分に相当する基本利用料の金額を、利用契約更新時の基本利用料から減額するものとします。

#### **第18条**（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

#### **第19条**（反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 契約者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### **第20条（再委託）**

当社は、本サービスの履行上必要となる管理業務（請求、回収等の業務を含むが、これに限らない）の全部または一部を株式会社 USEN ICT Solutions（本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号）、又はその他当社が指定する第三者に再委託することができるものとします。

#### **第21条（個人情報の取扱い）**

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2 当社規程に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

#### **第22条（準拠法）**

本約款の準拠法は、日本国の法令とします。

#### **第23条（合意管轄）**

契約者と当社の間で本約款および利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします

## 別記

### 1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

品目名	対応する特定協定事業者約款
LINE WORKS	「LINE WORKS プラットフォーム利用規約」 <a href="https://line-works.com/terms/platform/">https://line-works.com/terms/platform/</a> 「LINE WORKS サービス利用規約」 <a href="https://line-works.com/terms/line-works/">https://line-works.com/terms/line-works/</a>
ラジャー	「LINE WORKS プラットフォーム利用規約」 <a href="https://line-works.com/terms/platform/">https://line-works.com/terms/platform/</a> 「LINE WORKS ラジャーサービス利用規約」 <a href="https://line-works.com/terms/roger/">https://line-works.com/terms/roger/</a>
AiNote	「LINE WORKS プラットフォーム利用規約」 <a href="https://line-works.com/terms/platform/">https://line-works.com/terms/platform/</a> 「LINE WORKS AiNote サービス利用規約」 <a href="https://line-works.com/terms/ainote/">https://line-works.com/terms/ainote/</a>

### 2. 料金表（すべて税抜き表示）

#### 第1表 初期費用

品目	プラン	単位	料金額
LINE WORKS	スタンダード	1グループ	0円
LINE WORKS	アドバンスト	1グループ	20,000円
ラジャー	スタンダード	1グループ	0円
ラジャー	アドバンスト	1グループ	0円
AiNote	ソロ	1グループ	0円
AiNote	チーム	1グループ	0円
AiNote	ビジネス	1グループ	0円
AiNote	エンタープライズ	1グループ	0円

#### 第2表 基本利用料

##### 第2-1 年払い

品目	プラン	単位	料金額
LINE WORKS	スタンダード	1ユーザー	5,400円/年
	アドバンスト	1ユーザー	9,600円/年
ラジャー	スタンダード	1ユーザー	5,400円/年
	アドバンスト	1ユーザー	9,600円/年
AiNote	ソロ	1グループ	17,280円/年
	チーム	1グループ	237,600円/年
	ビジネス	1グループ	648,000円/年
	エンタープライズ	1グループ	1,944,000円/年

## 第2-2 月払い

品目	プラン	単位	料金額
LINE WORKS	スタンダード	1 ユーザー	450 円/月
LINE WORKS	アドバンスト	1 ユーザー	800 円/月
ラジャー	スタンダード	1 ユーザー	450 円/月
ラジャー	アドバンスト	1 ユーザー	800 円/月
AiNote	ソロ	1 グループ	1,440 円/月
AiNote	チーム	1 グループ	19,800 円/月
AiNote	ビジネス	1 グループ	54,000 円/月
AiNote	エンタープライズ	1 グループ	162,000 円/月
※ 利用料金の日割：当社は、次の場合が生じたときは、その暦月の基本利用料を利用日数に応じて日割します。 (1) 暦月の初日以外の日には本サービスの提供の開始があったとき。 (2) 暦月の初日以外の日には利用契約の解除があったとき。 ※ 契約期間は1年間です。 契約期間満了後、契約期間は自動的に1年間更新します。			

## 第2-3 月額月払い

品目	プラン	単位	料金額
LINE WORKS	スタンダード	1 ユーザー	540 円/月
LINE WORKS	アドバンスト	1 ユーザー	960 円/月
ラジャー	スタンダード	1 ユーザー	540 円/月
ラジャー	アドバンスト	1 ユーザー	960 円/月
AiNote	ソロ	1 グループ	1,600 円/月
AiNote	チーム	1 グループ	22,000 円/月
AiNote	ビジネス	1 グループ	60,000 円/月
AiNote	エンタープライズ	1 グループ	180,000 円/月
※ 利用料金の日割：当社は、次の場合が生じたときは、その暦月の基本利用料を利用日数に応じて日割します。 (1) 暦月の初日以外の日には本サービスの提供の開始があったとき。 ※ 契約期間は、提供開始日が属する月の翌月末日までです。 契約期間満了後、契約期間は自動的に1ヶ月間更新します。			

第3表 LINE WORKS オプション  
第3-1 年払い

プラン	単位	料金額
Drive	1 ユーザー	1,200 円/年
Drive Plus(スタンダード)	1 ユーザー	6,000 円/年
Drive Plus(アドバンスト)	1 ユーザー	4,800 円/年
CX トーク 5 席	1 ユーザー	36,000 円/年
CX トーク 30 席	1 ユーザー	180,000 円/年
CX トーク 100 席	1 ユーザー	480,000 円/年
アーカイブ(トーク)	1 ユーザー	3,600 円/年
アーカイブ(メール) ※1	1 ユーザー	3,600 円/年
追加ストレージ(1TB) ※2	1 グループ	144,000 円/年
追加ストレージ(5TB) ※2	1 グループ	648,000 円/年
追加ストレージ(10TB) ※2	1 グループ	1,224,000 円/年
追加ストレージ(25TB) ※2	1 グループ	3,024,000 円/年
追加ストレージ(50TB) ※2	1 グループ	5,976,000 円/年
追加ストレージ(100TB) ※2	1 グループ	11,808,000 円/年
追加ストレージ(500TB) ※2	1 グループ	57,600,000 円/年
アドレス帳登録数拡張(25 万件まで) ※2	1 グループ	480,000 円/年
アドレス帳登録数拡張(50 万件まで) ※2	1 グループ	960,000 円/年
アドレス帳登録数拡張(150 万件まで) ※2	1 グループ	1,500,000 円/年
アドレス帳登録数拡張(500 万件まで) ※2	1 グループ	3,000,000 円/年
※1 アドバンストプランをご契約の場合のみオプションとして提供します。		
※2 同オプションの複数購入はできません。		

第3-2 月払い

プラン	単位	料金額
Drive	1 ユーザー	100 円/月
Drive Plus(スタンダード)	1 ユーザー	500 円/月
Drive Plus(アドバンスト)	1 ユーザー	400 円/月
アーカイブ(トーク)	1 ユーザー	300 円/月
CX トーク 5 席	1 ユーザー	3,000 円/月
CX トーク 30 席	1 ユーザー	15,000 円/月
CX トーク 100 席	1 ユーザー	40,000 円/月
アーカイブ(メール) ※1	1 ユーザー	300 円/月
追加ストレージ(1TB) ※2	1 グループ	12,000 円/月
追加ストレージ(5TB) ※2	1 グループ	54,000 円/月
追加ストレージ(10TB) ※2	1 グループ	102,000 円/月
追加ストレージ(25TB) ※2	1 グループ	252,000 円/月
追加ストレージ(50TB) ※2	1 グループ	498,000 円/月
追加ストレージ(100TB) ※2	1 グループ	984,000 円/月

追加ストレージ(500TB) ※2	1グループ	4,800,000円/月
アドレス帳登録数拡張(25万件まで) ※2	1グループ	40,000円/月
アドレス帳登録数拡張(50万件まで) ※2	1グループ	80,000円/月
アドレス帳登録数拡張(150万件まで) ※2	1グループ	125,000円/月
アドレス帳登録数拡張(500万件まで) ※2	1グループ	250,000円/月
※1 アドバンスプランをご契約の場合のみオプションとして提供します。		
※2 同オプションの複数購入はできません。		

### 第3-3 月額月払い

プラン	単位	料金額
Drive	1ユーザー	120円/月
Drive Plus(スタンダード)	1ユーザー	600円/月
Drive Plus(アドバンスト)	1ユーザー	480円/月
アーカイブ(トーク)	1ユーザー	360円/月
アーカイブ(メール) ※1	1ユーザー	360円/月
CX トーク 5席	1ユーザー	3,600円/月
CX トーク 30席	1ユーザー	18,000円/月
CX トーク 100席	1ユーザー	48,000円/月
追加ストレージ(1TB) ※2	1グループ	14,400円/月
追加ストレージ(5TB) ※2	1グループ	64,800円/月
追加ストレージ(10TB) ※2	1グループ	122,400円/月
追加ストレージ(25TB) ※2	1グループ	302,400円/月
追加ストレージ(50TB) ※2	1グループ	597,600円/月
追加ストレージ(100TB) ※2	1グループ	1,180,800円/月
追加ストレージ(500TB) ※2	1グループ	5,760,000円/月
アドレス帳登録数拡張(25万件まで) ※2	1グループ	48,000円/月
アドレス帳登録数拡張(50万件まで) ※2	1グループ	96,000円/月
アドレス帳登録数拡張(150万件まで) ※2	1グループ	150,000円/月
アドレス帳登録数拡張(500万件まで) ※2	1グループ	300,000円/月
※1 アドバンスプランをご契約の場合のみオプションとして提供します。		
※2 同オプションの複数購入はできません。		

#### 第4表 AiNote オプション

##### 第4-1 年払い

プラン	単位	料金額
追加共有文字起こし 100 分 毎月追加	1 グループ	4,800 円/年
追加共有文字起こし 100 分 単月追加	1 グループ	440 円/1 回
追加共有文字起こし 6,000 分 毎月追加	1 グループ	216,000 円/年
追加共有文字起こし 6,000 分 単月追加	1 グループ	19,800 円/1 回
※1 毎月追加プランは基本プランの新規申込時と更新時のみお申込みいただけます。 ※2 6,000 分追加プランはエンタープライズプランのご契約時のみお申込みいただけます。		

##### 第4-1 月払い

プラン	単位	料金額
追加共有文字起こし 100 分 毎月追加	1 グループ	400 円/月
追加共有文字起こし 100 分 単月追加	1 グループ	440 円/1 回
追加共有文字起こし 6,000 分 毎月追加	1 グループ	18,000 円/月
追加共有文字起こし 6,000 分 単月追加	1 グループ	19,800 円/1 回
※1 毎月追加プランは基本プランの新規申込時と更新時のみお申込みいただけます。 ※2 6,000 分追加プランはエンタープライズプランのご契約時のみお申込みいただけます。		

##### 第4-2 月額月払い

プラン	単位	料金額
追加共有文字起こし 100 分 毎月追加	1 グループ	360 円/月
追加共有文字起こし 100 分 単月追加	1 グループ	440 円/1 回
追加共有文字起こし 6,000 分 毎月追加	1 グループ	16,200 円/月
追加共有文字起こし 6,000 分 単月追加	1 グループ	19,800 円/1 回
※1 毎月追加プランは基本プランの新規申込時と更新時のみお申込みいただけます。 ※2 6,000 分追加プランはエンタープライズプランのご契約時のみお申込みいただけます。		

(以下余白)

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
LINE WORKS 株式会社	株式会社USEN Smart Works

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
LINE WORKS サービス	USEN GATE 02 “LINE WORKS” サービス
LINE WORKS ラジャーサービス	
LINE WORKS AiNote サービス	

(以下余白)